

公立大学法人会津大学理事長の選考及び解任手続き等に関する規程

(平成19年4月1日規程第2号)

改正 2023年9月6日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学定款（以下「定款」という。）第10条第11項及び第12条第1項の規定に基づき、会津大学及び会津大学短期大学部（以下それぞれ「大学」という。）の学長となる公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の任期、選考及び解任手続き等に関し、必要な事項を定める。

(理事長候補者の資格)

第2条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(任期)

第3条 理事長の任期は4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の理事長の任期は、任命の日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

3 理事長は、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とし、延べ6年を超えて在任することはできない。

(選考時期)

第4条 理事長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき
- (3) 理事長が欠員となったとき
- (4) 理事長が解任されたとき

2 理事長の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期が満了する日の1か月前までに、同項第2号から第4号に該当する場合には速やかに行う。

(理事長候補者)

第5条 大学ごとの理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号に掲げる者を理事長候補者とする。

- (1) 経営審議会から選考会議に対して書面で推薦された者(2名以内)
- (2) 教育研究審議会から選考会議に対して書面で推薦された者(2名以内)

(3) 法人の役員(監事を除く。以下同じ。)及び大学の専任教員(助教以上とする。以下同じ。)

10名以上から選考会議に対して書面で推薦された者

(4) 自ら立候補した者(法人の役員及び大学の専任教員5名以上の賛同者を得た者とする。)

(5) 選考会議の委員2名以上から選考会議に対して書面で推薦された者

(選考方法)

第6条 選考会議は、前条各号の理事長候補者に、理事長就任の意思を確認するものとする。

2 選考会議は、理事長就任の意思がある理事長候補者を対象に、法人の役員、大学の常勤の教員、及び常勤の職員による意向調査を実施し、その結果も参考にして、理事長を選考する。

3 選考会議の選考の結果が一致しないときは、選考を行うためにそれぞれの選考会議から選出される代表者1名ずつで構成される代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置し、協議する。

(選考結果の通知)

第7条 選考会議は、選考結果を理事長に通知する。

(解任の申出)

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長の解任を知事に申し出ることができる。

ただし、理事長の解任の申し出に当たっては、公立大学法人会津大学理事長選考会議規程(以下「選考会議規程」という。)第7条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 理事長に職務上の義務違反があるとき

(3) 理事長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき

(解任請求等)

第9条 選考会議は、前条各号に該当するおそれがある場合には解任について審議を行うことができるほか、次の各号に掲げる解任請求があった場合においても、速やかに審議を行う。

(1) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき

(2) 法人の役員、大学の常勤の教員、及び常勤の職員の1/3以上に当たる者が、選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき

(3) 選考会議の委員総数の1/3以上に当たる者が、選考会議に対して、解任すべき理由を付した書

面により解任請求を提出したとき

2 解任請求が一方の選考会議に提出された場合は、他方の選考会議も審議を開始するものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 選考会議は、前条の審議にあたり、理事長に意見陳述の機会を与えなければならない。

(審議結果の通知)

第11条 選考会議は、解任に関する審議の結果を理事長に通知する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、選考会議規程第7条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、理事長の任期、選考及び解任手続き、並びに代表者会議等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2023年9月6日から施行する。